

本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった等、感染が疑われる場合には、以下の表に従った対応とします。

	状況	児童生徒
A 1	本人が濃厚接触者となった	自宅待機（期間：保健所が指定する期間）
A 2	本人が学校の指示により自宅待機要請者となった	自宅待機（期間：学校が指定する期間（陽性者との最終接触日を0日目として5日間が経過する迄））（*2・3）
B	本人に発熱等の症状がある	自宅待機（期間：症状がなくなってから一定期間を経る迄の期間（症状消失後48～72時間が望ましいが医師の指示を得ること））（*4）
C	本人がPCR等ウイルス検査を受検することになった（上記A以外の場合）	自宅待機（期間：受検理由により異なる（保健所の指示により受検して陰性であった場合は、保健所から自宅待機継続の要否について指示を得ること））
D 1	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、当該家族等以外の陽性者の濃厚接触者となった	左の状況発生後に、濃厚接触者となった者、事業所の指示で自宅待機となった者、学校の指示により自宅待機要請者となった者と <u>家庭内で接触しないよう措置されており</u> 、本人を含め同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触のある者に <u>症状がない場合は</u> 、原則として自宅待機不要
D 2	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、感染の疑いのため事業所の指示で自宅待機となった	
D 3	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、学校の指示により自宅待機要請者となった	
E	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者に、発熱等の症状がある	自宅待機（期間：発熱等の症状がある者の症状がなくなる迄の期間（症状がある者のPCR等ウイルス検査の要否を確認すること））（*5）
F	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、PCR等ウイルス検査を受検することになった（上記D1及びD2以外の場合）	PCR等ウイルス検査を受検することになった者と <u>家庭内で接触しないよう措置されており</u> 、本人を含め同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触のある者に <u>症状がない場合は</u> 、原則として自宅待機不要

（*2）2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から自宅待機の解除可能。ただし、抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。

（*3）7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策が必要

（*4）「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合は、原則として自宅待機は不要

（*5）「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合、「新型コロナワクチン接種後3日間程度の発熱」は原則として自宅待機は不要